

変更届添付書類一覧表（代表的なもの）

変更内容	社名変更 会社所在地変更	役員・株主変更			車両変更		業の廃止
		代表取締役 変更	役員・株主 就任	役員・株主 退任	車両導入	車両廃止	
登記簿謄本	○	○	○	○	—	—	—
住民票※1 本籍記載のもの 個人番号 (マイナンバー) が未記載のもの	—	就任した 役員分	就任した役 員・株主分	—	—	—	—
車両一覧表	—	—	—	—	○	○	—
車両写真 車検証写※2	—	—	—	—	○	—	—
誓約書	—	○	○	—	—	—	—
その他	会社付近の地図 (所在地変更時)	新旧 対照表	新旧 対照表	新旧 対照表	新旧 対照表	新旧 対照表	
豊橋市発行の 許可証	提出時又は 後日返納	提出時又は 後日返納	—	—	—	—	提出時返納

(注意)

- ◆ 提出書類は、正本と副本で2部作成してください。
- ◆ 更新申請と変更届を同日付けで提出する場合の添付書類については、更新申請書に原本があれば変更届はコピーでも構いません。
- ◆ 郵送で届出をされる方は副本を受付後返送いたしますので、提出書類に日付を記載し、あて先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ◆ 社名・会社所在地・代表者の変更の場合は、許可証の書換えが必要となります。郵送にて副本と許可証の受取りを希望される場合は、あて先を記入した「角2サイズ」の封筒に、必要金額分の切手を貼付してください。(許可証は配達証明以外では送付いたしません。)
「郵便料金の内容：一般書留・配達証明・定形外郵便物（100gまで）」
- ◆ 欠格要件に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。

※1 平成29年5月15日より、省令改正に伴い下記のように改定されました。

- ・ 変更（廃止）後、10日以内に提出してください。
- ・ 法人にあつて、住所、役員などの変更登記を伴い、登記事項証明書の添付が必要となる場合は、変更後30日以内に提出してください。

※2 令和5年1月1日より、自動車検査証の電子化に伴い下記のように添付書類を改定しました。

- ・ 電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も添付してください。
- ・ 車両を借用する場合は、賃貸借契約書の写しも添付してください。

~~廃止~~
産業廃棄物処理業 届出書
変更

令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊橋市長 殿

届出者

〒440-8501

住所 愛知県豊橋市今橋町1番地
ちぎり産業株式会社

氏名 代表取締役 今橋 太郎

（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

電話番号 0532-51-2407

平成30年6月1日付け第09600999999号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下
~~廃止~~
の事項について したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する
変更
同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	車両3台 （1台増車）	車両2台

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな） 名 称	住 所

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
とよだいちろう 豊田 一郎	S32.12.2	愛知県豊田市中町10番地
	取締役	同上

別紙に新旧対照表を
添付してください。廃止又は変更の理由 取締役 岡崎次郎の辞任および取締役 豊田一郎の就任
新規車両を追加し、事業規模を拡大する

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日（法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	豊橋 100 あ 12-34	4,250	ちぎり産業(株)	自・既
2	ダンプ	豊橋 100 う 56-78	12,500	ちぎり産業(株)	自・既 土砂禁車両
3	キャブオーバ	豊橋 100 あ 11-11	4,000	豊橋一郎	借・新
4					
5		産業廃棄物の収集運搬に直接使用する車両を記入してください。 自車両の場合は「自」、借用車の場合は「借」と備考欄に記入してください。 変更届で車両の増減がある場合、増車については「新」、既存車両については 「既」、使用しなくなった車両については「廃」と備考欄に記入してください。			
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地 愛知県豊橋市八町通5-4

駐車場の所在地 別紙「車両保管場一覧表」のとおり
※付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
フレコンバッグ	石綿含有産業廃棄物 運搬用	1m ³ 5個 2m ³ 5個	車両に搭載する際は過積載に ならないよう注意し、飛散、 流出しないよう蓋を閉じる。
ドラム缶	汚泥運搬用	200リットル 1本	同上
蛍光管ケース	蛍光管運搬用	40本入 1個	積載時、破損しないように注 意する。

(日本産業規格 A列4番)

運搬車両の写真

自動車登録番号 又は車両番号	豊橋 100 あ 11-11		
前 面 写 真	<p>写真の方向などについて図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>追加した運搬車両が複数ある場合は、すべて記載してください。 セミトレーラー等ナンバープレートが後部にしかないものは、後部から写真を撮ってください。</p> </div>		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること ・名称等の車体の表示が確認できること <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin-top: 10px;"> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬者」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> </div>		
	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">撮影</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> </table>	撮影	年 月 日
撮影	年 月 日		

車 両 保 管 場 一 覧 表

車 両 等 名	車 両 保 管 場 の 所 在 地	登 記 地 目	自 己 所 有 借 地 の 区 分
1 号 車	愛知県豊橋市神野ふ頭町3-9	雑種地	自地
2 号 車 3 号 車	愛知県豊橋市神野ふ頭町10	宅地	借地
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 駐車場が借地の場合には、賃貸借契約書等の写しを添付してください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 付近の見取図を添付すること。 </div>			

注1：「車両等名」には様式第六号の二（第2面）「運搬車両一覧」の「車両の名称」欄に記載した名称、番号等を記入すること。

注2：車両保管場の数に応じ、適宜横線を引いて使用すること。

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

- ・各役員等に確認したうえで、申請者名で誓約してください。
- ・該当した場合は、不許可となります。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

住所 愛知県豊橋市今橋町1番地
氏名 ちぎり産業 株式会社
代表取締役 今橋 太郎
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

豊橋市長 殿